市営住宅入居者募集《常時募集》

団地名	住戸 番号	所在地	建築 年度	構造	浴室浴槽	給湯 器	油タンク	アンテナ	照明	網戸	汚水 処理	家賃月額(円)
浦船※	6-2 号	木造浦船 135-8	S58	簡易耐火2階 6 連戸 3DK	0	0	0	0	×	×	下水道	16,500~ 32,300
第2月見野丘	6 号	森田町森田 駒ヶ渕 30-16	H 6	木造平屋2連戸 2LDK	0	0	0	×	×	×	浄化槽	16,300~ 32,000
森田第2若緑	17号	森田町上相野 若緑 50	H19	木造平屋2連戸 3LDK	0	0	0	0	×	0	浄化槽	23,900~ 46,900
森田第2若緑	38 号	森田町上相野 若緑 50	H21	木造平屋2連戸 2LDK	0	0	0	0	×	0	浄化槽	23,100~ 45,300
つきみの	12 号	森田町月見野 300-2	H13	木造平屋 1 戸建 2LDK	0	0	0	×	×	0	浄化槽	20,200~ 39,700
つきみの	18 号	森田町月見野 300-3	H14	木造平屋 1 戸建 2LDK	0	0	0	×	×	0	浄化槽	20,500~ 40,400
下古川	2 号	柏下古川鶴山 83-2	S62	木造平屋 1 戸建 3DK	0	0	0	×	×	×	下水道	13,500~ 26,400
宮川	4 号	稲垣町豊川 宮川 144-1	H元	木造 2 階 1 戸建 2LDK	0	0	0	0	×	×	下水道	17,100~ 33,700
宮川	10 号	稲垣町豊川 宮川 144-1	H元	木造 2 階 1 戸建 2LDK	0	0	0	0	×	×	下水道	17,100~ 33,700
富萢	A-4 号	富萢町荘野 61-37	H11	木造平屋1戸建 3LDK	0	0	0	0	0	0	下水道	22,000~ 43,300
屏風山 2 号	7 号	車力町屏風山 528	H22	木造平屋 2 連戸 2LDK	0	0	0	0	0	0	下水道	22,000~ 43,300

[※]浦船団地は令和7年度にトイレの水洗化が完了し利便性が向上したため、令和8年度より家賃が上がります。

(月額 1,000 円~2,000 円ほど)

芦生物即	問告ロ(十口切口笠)を除き労味草焦しています。至分味問の・20~17・00
—————————————————————————————————————	閉庁日(土日祝日等)を除き常時募集しています。受付時間 8:30~17:00
申込資格	①現在同居しているか、これから同居しようとする親族がいること。(障害者手帳をお持ちの方、満 60 歳以上の高齢者等は単身での申し込み可。) ②申請者の世帯の収入が政令で定める収入基準であること (一般・単身世帯:月額 158,000 円以下 ※裁量世帯は月額 214,000 円以下) (特定公共賃貸住宅は月額 158,000 円以上 487,000 円以下) ③市税の滞納がないこと ④住宅に困窮していることが明らかなこと ⑤独立して生計を営んでいること(離婚を前提とした申込みはできません) ⑥暴力団員でないこと(同居予定者を含む) ※裁量世帯とは 「子育て世帯」▶申請者に同居し扶養する小学校就学前の子どもがいる世帯 「高齢者世帯」▶申請者が 60 歳以上で、かつ同居予定者の全員が 60 歳以上または 18 歳未満の世帯 「障害者世帯」▶申請者または同居予定者が障害者(次の要件)の世帯 ・身体障害者手帳(1~4 級)、 精神障害者保健福祉手帳(1~2 級)、愛護手帳(A・B)の交付を受けている方
必要な 提出書類等	①入居希望申請書(用紙は窓口に設置。ホームページからダウンロードも可能です。) ②マイナンバーカード、又は通知カード(入居希望者全員分) ③住民票(つがる市民の方で個人番号利用に同意した方は提出不要) ④過去3年間、市税の滞納がないことの証明書 ⑤入居者及び同居予定者の所得証明書(つがる市民の方で個人番号利用に同意した方は提出不要) ⑥運転免許証等の本人確認書類(窓口に来られる方) ⑦借家・アパートにお住まいの方は賃貸契約書の写し ⑧入居予定者に障害者手帳の交付を受けている方がいる場合は手帳の写し ※転入された方や市外にお住まいの方、家族構成によってはその他の書類が必要となりますので、窓口で ご確認ください。(例:離婚されている方は離婚の記載がある戸籍抄本が必要となります)
申し込み後	応募書類を審査・選考後に入居の可否を通知します。 選考された方は、家賃3か月分の敷金と、連帯保証人 2 名(税滞納のない方で所得のある方)が必要となります。

●市営住宅での「ペット飼育、一時預かり、餌付け」は禁止です。

犬・猫・鳥などのペットの飼育は、アレルギー・糞尿の悪臭・鳴き声・咬傷の危険など、近隣の入居者とのトラブルの原因となりますので、市営住宅ではペットの飼育・一時預かり・餌付けを禁止しています。